

# 前回ワーキンググループ以降の省力化投資促進プランにおける取組について（医療）

令和 8 年 6 月 1 日

# 医療①

## 1. 2025年度の主な取組実績

周知・広報	<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働省が、病院長等を対象としたマネジメント研修事業において支援策等の周知・広報を行っており、特別回を含めて計14回のオンライン研修を実施（2026年2月5日時点、1,740名が参加）。</li><li>厚生労働省が、都道府県看護行政担当者会議や全国看護部長会議において、「看護効率化先進事例収集・周知事業ポータルサイト」等の支援策や優良事例を周知。</li></ul>
好事例の収集・整理・発信	<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働省が、「看護現場のデジタルトランスフォーメーション促進事業」（令和5年度補正予算事業）で取りまとめた事例集を公表（4病院6事例を掲載）。都道府県を通じて医療機関へ周知。事例集は、厚生労働省HPやいきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）でも周知。</li><li>厚生労働省において、ICT導入支援及び効果検証を行った事例を精査して好事例集を作成した上で、医療機関へ周知を実施。</li></ul>
サポート体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働省が、都道府県が設置運営する医療勤務環境改善支援センターに医業経営、労務管理の専門アドバイザー（登録者数平均10名程度）を配置する経費を支援し、医療機関に対する個別訪問支援・助言等を実施。</li></ul>
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働省が、AMED事業において、医療従事者等の負担軽減・外科医不足の解消に向けた医療機器等の研究開発を、毎年度公募により研究者・民間事業者等を選定し、継続的に支援。</li><li>2030年までに、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指し、必要な取り組みを行っており、2026年夏までに普及計画を策定する。</li></ul>

## 2. 2025年度の目標・KPIと達成状況

（参考：2029年度までの目標）

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

- 2030年までに、概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。  
（目標）2030年までに概ねすべての医療機関（実績）2027年11月頃把握予定
- 2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。  
（目標）2029年度までに1,410時間（実績）2027年3月頃把握予定
- 2029年度までに、AMED事業による医療機器等の研究開発支援における研究課題を累計5件採択する。  
（目標）2029年度までに累計5件（実績）2025年度3件（2026年2月27日時点）
- 2029年度までに、看護職員の月平均超過勤務時間の削減を目指す。  
（目標）2029年度までに2027年度比より月平均超過勤務時間を減少させる。（実績）2025年度5.1時間（2026年2月24日時点）

### 3. 2025年度の省力化投資・補助金/助成金等の実績

- 主要な補助金 / 助成金の採択件数、執行額、省力化投資額の実績

ICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業

採択機関数58件、執行額（予定） 23.1億円

業務改善助成金

採択件数 1,441件、執行額19.7億円 → 31.8億円の省力化投資を誘発

### 4. 2026年度の取組方針

- 厚生労働省が、都道府県が設置運営する医療勤務環境改善支援センターに医業経営、労務管理の専門アドバイザー（登録者数平均10名程度）を配置する経費を支援し、医療機関への助言等を継続して実施。
- 厚生労働省が、「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業」(令和7年度補正予算)にて、看護業務効率化に効果のあったICT機器の導入を促進し、医療機関等の業務効率化を一層推進する/地域の関係機関が連携してICT機器を用いた効率的・効果的な看護実践の検証等を実施し、データを収集する。
- 厚生労働省が、「ICT機器を活用した勤務環境改善の推進に向けたモデル医療機関支援事業」(令和7年度補正予算)にて、令和8年度内に、ICTの活用で医師をはじめとした医療従事者全体の労働時間短縮に取り組む医療機関を支援するとともに、導入効果等を調査分析して好事例としてとりまとめ、普及展開することで全国の医療機関における勤務環境改善の推進を図る。
- 厚生労働省が、「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」(令和7年度補正予算、令和8年度に繰り越し)にて、ICT機器等の導入により業務効率化・職場環境改善に取り組み、生産性向上を図る病院を支援する。
- **下記等を主な内容とする法案が第221回国会で成立したことを受け、厚生労働省が、法の施行と併せ、医療機関の業務効率化・勤務環境改善の取組支援をさらに進めていく。**
  - ①医療機関の業務効率化・勤務環境改善の取組を継続的に支援するため、地域医療介護総合確保基金（令和8年度当初予算案647億円）に、業務効率化・勤務環境改善の取組を支援する新たな事業を設ける。
  - ②業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設け、認定を受けた病院は特定の表示を行うことができることとする。
  - ③都道府県の医療勤務環境改善支援センターの体制拡充・機能強化を図り、医療機関の労務管理等の支援に加え、業務効率化に係る助言・指導等も行うよう努める旨を明確化するとともに、医療法上、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化する等の対応を行う。
- **歯科の現場における業務効率化推進のため、歯科医療の現場で活用できるような機器の導入を中小企業庁の省力化投資補助金において支援していくことを念頭に、厚生労働省が中小企業庁と検討・調整の上、省力化投資補助金における歯科医療分野の活用を促進していく。**